

19中地交第6号  
2020年3月27日

日本郵便株式会社中国支社  
支社長 篠原 勝則 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部  
執行委員長 小野 康邦 ㊟

### 人事異動に対する要求

3月19日に郵政産業労働者ユニオン広島中央支部組合員の重本憲廣君に対し呉郵便局への異動の内命が通知されました。

重本君は社員申告書で述べている通り、主な通勤手段は公共交通機関、自転車です。JRで通勤するとしても始発は5時41分で、呉郵便局の早出勤務の5時開始には間に合わず、7時以降の出勤となります。又、3月に入り3人が窓口担務の訓練を開始したが、重本君はそのうちの1人です。訓練期間中の異動は、何のための訓練なのか広島中央郵便局が社員からの信用を失う行為です。

一方的に異動の内命を通告することはもちろん、本人同意の無い配転は許すことができません。

よって以下の要求を提出しますので、誠意ある回答を早急にお願いします。

### 記

- 1、人事異動にあたっては本人と対話を必ずおこない、なお且つ本人の同意を得ること。
- 2、転居を伴う人事異動に対しては、内命を10日前ではなく3週間以上前におこなうこと。
- 3、転居を伴う人事異動に対しては配転一時金に準ずる手当を支払うこと。

以上